

特255

463

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

淨土宗山西派講說

三浦貫道



東方書院



始



特255  
463

淨土宗西山派講說

三浦貫道

目次

西山の教信行果

一、教	1
二、信	10
三、行	三五
四、果	三二

# 浄土宗西山派講説

## 三 浦 貫 道

### 西山の教信行果

#### 一、教

一、浄土宗西山派は、浄土宗の元祖門下四流の随一で、今の浄土宗が其鎮西流なるに相對すれば、即ち西山流と謂ひつべきである、元祖法然上人の弟子善惠房證空（皇紀一八三七<sup>生</sup>）は、小坂の證空と言はれて在つたが、元祖の滅後建保元年（皇紀一八七四）から、西山の善峯寺に住居せられた、それ已後西山上人と稱へられた、野々宮の左大臣公繼公、彌天の善惠上人と稱歎し、歿後五百四十九年（寛政八、八、二四）に鑑知國師の諡號を賜はつた、即ち西山の派祖である、西山派の名も亦西山上人の稱より來つたのである。

二、鎮西流が究竟大乘浄土門諸行往生稱名勝と唱へて、諸行念佛二類各生の宗義を立つるに異つて、念佛一類往生餘行不生の宗義を立つる所に西山一流の特色が有る。

派祖證空鑑知國師は、宗祖が「偏依善導一師」と宣うた其素意に違うて、彼五部九卷を註解して、所謂念佛一類往生餘行不生の宗義と立てられた、隨うて所依の經典は觀無量壽經を以て中心となせる三部經である、此點は眞宗が無量壽經を以て浄土の眞實教となせるに異なる。

1、淨土宗全書十末代念佛授手印 上初

2、選擇集末 三五  
右初

3、善導觀經疏(玄義分、序分義、定善義、散善義之を四帖疏と稱す)往生禮讚、觀念法門、法事讚上下、般舟讚

4、觀門要義鈔四十一卷(五部九卷の註解但し法事讚の分缺く)觀經共他筆鈔十四卷、觀經秘決集二十卷等はいづれも直接に善導の書を註解せしもの、當麻曼陀羅註記十卷、選擇密要決五卷、四十八願要釋鈔二卷、修業要決一卷等は直接の註解にはあらざれども、五部九卷の教義を祖述するにあらざるは無い、又觀經疏大意一卷は四帖疏大意にして同時に觀經の大意である、又定散料簡義、三緣義等は其題の如く部分的註解である。

5、西山全書三 上二七より 下二〇 に至る(定善義觀門義五)西山全書五九〇より上末に至る(定善義他筆鈔下)西山全書七二三五(定善義楷定記七)定善秘鈔五 八選 擇秘鈔一 一五より 一七 に至る 右八 右四 右六 右四 右七 に至る

三、元祖門下に四流の分派がある如く、西山門下にも、觀鏡(皇紀一八五五生)の東山義、道觀(皇紀一九二四寂)の嵯峨義、淨音(皇紀一八六一生)の西谷義、立信(皇紀一九四四寂)の深草義がある、又西谷上人の門下に了音が有つて師匠の存命中、文永二年(皇紀一九三五)に、既にして一家を成して、京師六角大宮の本願寺に於て、善導の四帖の疏を講談した、之を六角義と云ふ、又三鈔寺の示導(皇紀一九四五生)は、初め廬山寺の開山本光上人禪仙の室に入つて天台を學んだが、二十歳にして師の示寂に逢うた、本光上人は命終の時に臨んで、示導に授くるに、西山の他筆鈔を以てせられた、之に由つて示導は、西山の教義を知らんと欲して、明師を四方に求めたが、自分の不審とする所を、疑ひの雲晴るゝまで、指導して呉れる人が無かつた、そこで彼れ示導は、西山の舊跡を尋ねて三鈔寺に往つた。その時三鈔寺は、玄觀(皇紀一九八四寂)の代で有つたが、此人も亦示導の爲に、蒙を啓くの師では無かつた、しかし該の寺

には派祖の自筆の鈔(觀門義)や、實信房の筆録せし積學鈔が保存せられて有つたので、彼れ示導は、みづから所持するところの他筆鈔と比較對照、獨學自習、遂に一家を成して、康永鈔(當時の年號を取つて題す)四卷を造つた、其後繼者たる實導(皇紀二〇四九寂)に至つて、論義鈔八卷、希開鈔五卷、淨土顯揚鈔、正定鈔等を製した、之を本山義と云ふ、已上諸義を併せて、西山は渾て六流の分派となる。

1、京都東山宮の辻子に、阿彌陀寺を建て、祖承の宗義を弘む、これ即ち東山義と稱する所以である、但し其所傳の趣は、五祖同轍にして、正因正行の法門で有つたといふ。

2、後嵯峨天皇、嵯峨の二尊院内に淨金剛院を建てたまひ、道觀に勅して開山として住せしめたまふ、道觀の所傳を嵯峨義と稱するは是に由る。

3、淨音師は粟生光明寺第六世とし、又禪林寺第十七世として派祖の後を承けたりしが、弘長元年(皇紀一九二二)に、仁和寺の西谷に新光明寺を建て、終焉の地とせられた、之に由つて師の流義を西谷義と稱する、勝立、傍正、助正の三重の名目を以て、偏依善導一師の教義を闡明されたことが、本流義の特色である。

4、立信師は圓空と號して、派祖證空上人終焉の地たる白川の遣迎院に住居して在つたが、派祖示寂の後、師跡を傳持するは、良空靜證、圓空立信、栖空遊觀と、面授の弟子三人、相次いで、其後を襲ぐことと成つたので、一時は西山往生院の寺務をも兼帶した、而もみづから洛南深草の里を好んで、眞宗院を創立して此に居た、これが深草義の名ある所以である、善導教義を解釋するに、自力、佛力、願力の三重の名目を以てし、二尊二教の旨を説する所が本流義の特色である。

5、了音師は、西谷淨音上人の弟子にして、京の六角大宮に、又は山城の八幡に住居せしことと、本願寺、稱念寺の學頭たりしことを、淨土承系譜、淨土總系譜に記すばかり、其外は父母、姓氏、生年及び寂年等一切文献の徴すべきが無い、彼の了音鈔を讀んで、其傳ふる所の教義は、西谷の正統であることが知らるゝ、而してこの了音師の法燈を繼いだのが智圓である、智圓は岩見の池田といふ處に居たのである、美濃の立政寺の開山智通師は、岩見の池田に於て智圓師に師事したと云ふことが該寺の

記録に見へてある、彼の智圓鈔は、さすがに了音鈔の思想の俾ばるゝ點が少からぬが、智圓の選擇集口筆等に至つては、全く五祖同體に墮ちて、西谷一流の法味を没却して了つた觀が有る。

四、以上の六流は、教義の解釋に就いて、おの／＼一家を成したものであるが、東山義は早く其後を絶ちて、僅に深草の顯意師の手に成つた仙洞三心問答記に問答の敵者として、觀鏡上人の門人漸空の説が批評せられてあるのと、本山義の論義鈔と西谷義の書に些の評があるばかりで、今にして其詳細を知ることができぬ、又嵯峨義は、道觀上人に淨土宗略名目二卷、當麻曼荼羅緣起鈔一卷の著述があるが、教義としては何等見るべきもの無くして、早く其系統を絶つた、それから六角義も本山義も、同じく其法脈は絶へたが、六角義の書として了音抄八卷と、了音師の後に智圓の鈔が三十五卷(五部九卷の註釋)と同じ智圓の選擇集私聚鈔十卷が傳へられた、又本山義の書としては、教義に係るものは前記の如くであるが、やはり實導の撰集にして西山上人緣起五卷がある、而して彼の三鈔寺は、天台、眞言、律、淨土の四宗兼學の地で有つたが、今は全く天台宗に屬して居る。

1、論義鈔七 二五

五、教とは經即ち教であるが、觀經を中心とし、善導の釋義を指南として、三部の往生淨土經を取り扱ふ時、そこにさまざまなる語を以て語らるゝ教相を見出だすのである、觀經玄義分に「今乘三尊教廣開淨土門」と云ひ、又「娑婆化主因其請故即廣開淨土之要門安樂能顯彰別意之弘願」と云ふに由つて、二尊二教、二尊兩部と云ふことを沙汰する、即ち此觀經一部の内に、釋迦教たる要門と、彌陀教たる弘願とが有る、而して其要門と言ふは、此經に説くところの定散二善十六觀にして、弘願と言ふは、之を此觀經の中のいづれぞと言へば、第七觀の初に「説是

語時無量壽佛住立空中觀世音大勢至是二大士侍立左右光明熾盛不可具見百千闍浮檀金色不爲比時草提希見無量壽佛已接足作禮」とあるのがそれであつて、稱して住立空中の佛と云ふのであるが、是の如く彼の佛の空中に現れたまふは、そも何意ぞやといふに、彼の佛は四十八願を成就したまへる佛陀にして、慈悲の光であり、また救済の力である、善導大師が「言弘願者如大經說一切善惡凡夫得往生者莫不皆乘阿彌陀佛大願業力爲増上緣也」と釋したまふは此意である、之を要するに弘願は、阿彌陀如來が一切衆生を哀愍攝取したまふこと、換言すれば、極樂淨土に往生を得させたまふことに外ならぬのであるが、然らば釋迦教要門の目的はそも那邊に存するかといふに、之に二様の解釋がある、一は曰はく定散二善を修行して、その功德を以て往生を求願する者は、阿彌陀如來の本願力に依りて、極樂淨土に往生することを得る、されば人をして極樂淨土に往生せんと發願せしむるまでが、釋迦教要門の攝益分齊であつて、正しく往生の大利益を得せしむるは、彌陀教弘願の攝益分齊に屬すると云ふ、是は觀經玄義分の「定即息慮以凝心散即廢惡以修善廻三行求願往生」と云ふ釋義に基いて、釋迦、彌陀二教の攝益分齊を別つたのである、二には曰はく、この釋迦教要門たる定散二善十六觀門は、一見した所では、如說修行すべき法のやうであるが、そのやうに取るは、聖道門の人たちが、彌陀の本願、他力の救済といふことに、心を措かずして、この觀經を見て言ふことで有つて、我善導大師の素意には契はぬ、要門は即ち釋迦佛能讚の佛語にして、これが所讚は弘願である、其體は南無阿彌陀佛の六字の名號だと云ふ、言ふ意は、定善十三觀を説いて、彼の佛の功德をたたへ、三輩散善を説いて、上中輩の六品に、善人が極樂に往生するありさまを明し、下輩の三品に、十惡、破戒、五逆の徒が、臨終に名號を稱ふるばかりで、地獄に墮つべきを免れて、極樂に往生するありさまを説き明したのだと言ふの

で有つて、觀經定善義に「此經定散文中唯標專念名號得生」と云ひ、また同じく散善義に、「釋迦佛說此觀經三福九品定散二善證讚彼佛依正二報使人欣慕」と云ふ釋義に依つて言ふのである、而して是には佛體佛語といふ事が言はれて有る、佛語とは即ち釋迦教要門たる、定散二善十六觀門にして、能讚であり、佛體とは、名は體を離れずといふ意味で、名號（南無阿彌陀佛）がいはゆる所讚の體に擬せられて有るのである、この能讚、所讚は、また能詮、所詮ともせられてある。

- 1、序分義 三九 經教論之如鏡等 左五
- 2、玄義分觀門義一（四全三上九）玄義分他筆鈔上（四全四下一一）同中（同二八二）玄義分精定記二（四全六一九八）同二（同二三四）玄義分秘鈔二 左末
- 3、玄義分秘鈔二 左一五
- 4、玄義分秘鈔一 左二五 同 四九 同 右六 左六
- 5、玄義分他筆鈔上（四全四上二〇）同上一五

六、釋迦教要門の所詮は觀佛三昧にして、彌陀弘願の所詮は念佛三昧であると云ふのが深草義の主張する所である、釋尊がその要門教たる定散二善十六觀を説きたまふたことは、能詮の文の存在が明白なる事實で有つて、いさゝか議論の餘地が無いが、阿彌陀如來が弘願教を説きたまふたのは、その能詮の文の存在如何、こゝが二尊教に就いて、二教と一教と説の分るゝ處で、深草義に依れば、彌陀教弘願は如何にも言説は無いが、阿彌陀如來の空中に住立したまひて、草提希夫人が見奉つて接足作禮したことは、紛ひも無く、釋尊の言説に匹敵すべき身輪說法にして、茲に能詮の教の認むべきものがある、此のやうに能詮に就いて二尊二教を主張する人の立場からは、要門を能詮とし

弘願を所詮とすることは、容易に首肯し得られぬことであらうが、西谷義に依れば、此觀經は二尊一教なるが故に、要門は能詮にして、弘願は所詮たることが當然である、鶴木行觀師に従へば、釋尊に就いて、一代の教主と、發遣の教主と、資格を別けて、一代の教主として説きたまひし、所謂聖道門を釋迦教とし、發遣の教主として説きたまひし往生極樂の教、即ち今の無量壽觀經、無量壽經、阿彌陀經を彌陀教となして、聖道門の諸經は、自力修行成佛の教、淨土門の三部經は、彌陀本願他力往生の教であると云ふことを、判然と區別するのが二尊二教の法門である、また觀經に説く所の定散二善十六觀は釋迦教要門にして、大經に説いてある、法藏菩薩の四十八の誓願は彌陀教弘願であると、觀經と大經とを以て、釋迦彌陀二尊に配當し、以て二教攝益の分齊を明にするのが二尊兩部と云ふ教相分別である、それで要門の義解を爲すに深草の顯意師は「要門名在示觀義」と言つて居るが、鶴木の行觀師はそれを説くことが頗る詳細である、まづ顯意師の言ふ示觀の義と云ふことを布衍して、而して後に行觀師の説に及ばう、さて示觀の義とは、派祖の他筆鈔に使ふた語で、顯行、示觀と云ふ語である、顯行とは、觀經の散善顯行縁以前の事にして、草提希夫人が、我今樂生極樂世界阿彌陀佛處唯願世尊教我思惟教我正受」と請ひ求めたるを草提致請の定善と謂ひ、釋尊が「欲生彼國者當修三福」と説きたまひたるを、佛自開の散善と謂ふ、この場合、草提の致請が、自力修行の意たること、もとよりにして、釋尊の三福を自開したまへるも、たゞ定善に代ふるに散善を以てせられたばかり、能請者たる草提希夫人に取りては、尙依然として自力修行の散善で有る、是の如きの義を意味して、顯行と云ふ語を使ふのである、同じく派祖の觀門要義鈔に行門、觀門、弘願と云ふ語が使つてあるが、中に就いて行門と云ふは、顯行と同じく、定散二善を如實に修行する自力の意味である、西谷義に、難易、通別の二重の廢立を沙汰

するも、所謂顯行已前の自力行門を廢して、示觀他力の義を立つるに至るのである、而して其立つる所の、示觀他力の義を闡明するのが、即ち傍正の法門なのである、傍正とは、傍は能詮の要門にして、正は即ち所詮の弘願である、この能詮所詮の關係の離るべからざるこそ、即ち傍正である、二尊兩部を別ち要弘二教攝益の分齊を明にして、其の上に斯の傍正の法門を談じて、所謂示觀他力の義を闡明する、そも、今經の定散二善十六觀は、今師善導の釋義に於て、要門と名づけらるゝに因りて、諸經の三乘一乘の修行が、人々個々に、如説修行すべき、自力の行たるに異つて、行成の定散と申して、四十八願の結果たる、四方極樂淨土の依正二報の莊嚴の事及び娑婆世界の一切衆生が、阿彌陀如來に攝取せられ、彼の世界に往生するありさまを説きたまふた、釋迦能讀の佛語なる故に、佛の説きたまふにも、阿難の傳説するにも、聞きて直に得益するのが、此の經の定散二善十六觀門である、「汝是凡夫心想羸劣未得天眼不能遠觀諸佛如來有異方便令汝得見」の示觀も「如我今者以佛力故見彼國土」の領解も、此の傍正の法門の外では無い、「若佛滅後諸衆生等濁惡不善五苦所逼云何當見」阿彌陀佛極樂世界」の請問に應じて説きたまひし十六觀は、即ち佛の異方便で有つて、我等諸の衆生としては、此の異方便たる觀門、所謂能讀能詮の佛語を聞くことが、弘願(阿彌陀佛)の攝益にあづかる所以である、派祖が觀門要義鈔に、定散二善に就いて、行門、觀門の意義を分別し、要門に就いて、觀門、弘願、能詮所詮の關係であると爲されたのは、今經の定散二善十六觀門には、是の如き特殊的意義の存することを闡明せられたのである、此に於て上述の、能讀能詮の佛語を觀佛三昧とし、所讀所詮の弘願を念佛三昧とす、傍位たる觀佛三昧の能詮(定散)の文の中に、正位たる所詮の念佛三昧(專念名號得生)が顯れて在る、是の如き能讀能詮の佛語を指して二尊一教と云ふ、蓋し釋迦能讀の佛語も、其の本を推し窮むる

に、四十八願の中に第十七の願が、正しくこれに相當する、言はゞ此の經の定散二善は、釋尊が、阿彌陀如來を咨嗟したまひし能讀能詮の佛語たと同時に、亦このやうに咨嗟せらるゝことが、もとより彌陀の本誓願なのである、深草義に、觀に三重有りと言つて、自力、佛力、願力と言ふ語を用ふるは、自力、佛力の相待に於て、顯行示觀の義りを簡別し、佛力願力の關係に於て、要弘二教の利益を顯すに在る、隨つて二尊二教の深旨を得たる上は、二尊一教と言ふも、義に於て妨げ無しと言ふものゝ如くである。

- 1、玄義分楷定記二 (西全六下二二五)
  - 2、玄義分楷定記二 (西全六下二二五)
  - 3、玄義分楷定記二 (西全六下二二五)
  - 4、玄義分他筆鈔上 (西全四上二二九)
  - 5、玄義分楷定記二 (西全六上二二五)
  - 6、玄義分他筆鈔上 (西全四上二三五)
  - 7、玄義分他筆鈔上 (西全四下二二二)
  - 8、玄義分觀門義一 (西全三上四) 同(同上七) 同二(同上四二) 同三(同上八)
  - 9、玄義分秘鈔一初 同右七 同右二六 同右三〇 同右五二
  - 10、玄義分秘鈔一左一 同右一〇 同右一三
  - 11、玄義分秘鈔二右一六
  - 12、玄義分秘鈔二左四 同右八 同左初 同左四八
  - 13、玄義分秘鈔一右六 同二右三
- 玄義分秘鈔二左末 同左一五

一、信

七、觀經の至誠、深、廻向發願の三心を統ぶるに、信の一字を以てせんとする、其わけは善導大師が、觀經の觀の字を釋して「言レ觀者照也常以淨信心手以持智慧之輝照レ彼彌陀正依等事」と宣ふた、この中の淨信心手と言ふを、我派祖は「淨信心手とは領解の心也」と解せられた、そして又一方には三心に就いて「凡そ三心とは、韋提、定善示觀縁にて、欣淨顯行の二縁に還りて、領解せし心のかたち也」とも、また「領解の一心に三位をわかつとき、第一は雜毒虛假の行を嫌ふ、第二の心は本願を信する意也、かくの如く自力を嫌ひ他力を信する心は、只往生せんが爲なりと此を顯すを第三の心とする也」と解釋されてある、此等の解釋を綜合し來れば、「三心は所謂示觀領解の心にして、其體唯一の信心であると言ふことが知られる」

- 1、觀經玄義分右六
- 2、玄義分他筆鈔中(西全四下二九二)
- 3、散善義他筆鈔上(西全五下二一八)(六)示觀の義參照
- 4、散善義他筆鈔中(西全五下二二二)
- 5、散善義楷定記一(西全七下二八〇)同(同上二八四)
- 6、散善義楷定記二(西全七下二八九)

八、三心は前述の如く、領解の一心にして、即ち信心であるが、茲に意得べきことは、領解と言ふても、それが自力の領解では無くて、他力の領解である、また信心と言ふも、自力の信心では無くて、他力の信心だと言ふことであ

る、而して自力では無いと言つても、領解と言ふからは、己れの心に、何らかの領解を爲すので無ければならぬし、他力の信心だと言ふけれども、三心は瓶の水を、他の器に注ぎ入るゝやうに、衆生の心を無くして、そこへ佛の心が入ると言ふのでは無い、所謂、韋提希夫人の、示觀の領解と謂ふは、彼れが欣淨縁にて「教ニ我思惟ニ教ニ我正受ニ」請せしより、世尊が散善顯行縁に「欲レ生ニ彼國ニ者當レ修ニ三福ニ」説きたまふまで、始めには思惟、正受を修行すること、往生極樂の行にてあれと思ひ、後には三福を修行することも、亦極樂に生るゝ行にてあるとなして、他力といふことには、いさゝか氣が付かなかつたが、定善示觀縁に至つて、はじめて「如ニ我今ニ者以ニ佛力ニ故見ニ彼國土」と領解したのであるが、之を今日の我れゝに取ると、世尊が、韋提希夫人の「若レ佛滅後諸衆生等濁惡不善五苦所レ逼云何當レ見阿彌陀佛極樂世界」の請問に答へたまふた十六觀が、即ち異方便であり、派祖の所謂觀門であり、顯意師の所謂佛力の義であり、行觀師の所謂佛語の定散であるに因つて、彼の能詮の佛語を聞いて、阿彌陀如來は、我身を攝取して捨てたまはずと、信じて疑はざるに至る、そこが示觀の領解であり、至誠心、深心、廻向發願心と名づけらるべき信心なのである、派祖は「能詮の教の道理を得れば、行者の心は三心に定まるべし」と云ふ事を宣ふてあるが、行觀師は序分の顯行、示觀兩縁と、第七觀の初の見佛と、九品の初の三心と、十六觀の下の得益分と、此四個所は、同じ法門だと沙汰せられてある。

1、聞くといふは直接佛の聲を聞かなくとも講演に説教に觀經の講説を聞かば、即能詮の佛語を聞いたのである、御經を讀むも亦然りだ

2、玄義分觀門義二(西全三上二一五)同三(同上九)序分義觀門義三(西全三下二七五)定善義觀門義五(西全三上二七六)同(同上二七七)支

義分秘鈔二七八定善義秘五三五

3、散善義觀門義一(四全三三下六一)玄義分觀門義一(四全三九上二二)

4、散善義秘鈔一左八

九、至誠心は眞實心にして、深心は深く信ずる心だといふことは、人皆の周知する所で、たとひ初心の人たりとも、善導の釋文を一讀すればわかることなのである、然るに眞實心とは、内外相應の心なりとか、偽り飾らざる心なりとかいふのが、殆ど常の解釋であるが、それは言はず、字義釋であつて、お經に一者至誠心と説いた意を、善導大師釋して「欲<sup>ム</sup>明<sup>シ</sup>一切衆生身口意業所<sup>ニ</sup>修<sup>ス</sup>行<sup>ハ</sup>必須<sup>ク</sup>眞實心中作<sup>ル</sup>こと<sup>ト</sup>宣<sup>フ</sup>た、その意は<sup>レ</sup>まだ顯れ無<sup>ク</sup>い、先に申した如く、三心は示觀領解の心に外ならぬのであるから、その至誠心は、それを眞實心だと言はうが、偽り飾らざる心だと言はうが、それは所謂示觀領解の心にてあらねばならぬ、言ひ換ゆれば、觀門の意を得た所を、謂ふので無くてはならぬ、顯意師は、歸佛の一心を、眞實心と名づくと言つて居る、言ふ意は、佛力觀の前に現れた、阿彌陀如來の、慈悲の懷に攝取せられたと、想ふて疑はざるを言ふのである、また行觀師に従へば、此に於て自力の眞實、他力の眞實といふことを言ふのである、言ふ意は、今の眞實心といふは、自力の眞實心では無くて、他力の眞實心で有ると、言ふのであるが、此義は獨り行觀師のみ言ふのでは無くて、派祖は觀門義鈔に、聖道の眞實、淨土の眞實といふことを言ひ、他筆鈔に「眞實心とは領解の心也、領解の心とは、自力を捨て、他力に歸する心也」と宣ふてある、この義を明にせんとするには、まづ今の三心といふは、十方一切の衆生を攝取せんとし、誓願を以て、成佛したまへる阿彌陀如來を信仰しまいらする者の、精神状態に名づけた三つの名であつて、言はず一種の宗教意識とでも言ひつべき、特

殊の心理たることに注意を要する、派祖も眞實といふこと如何といふ問ひに答へて、出離を成ずる心を眞實と云ひ、成ぜざる心を不眞實と云ふと、分別せられてある、之を要するに、今の至誠心に就いては、須く問題の範圍を局限して道徳を超越せる宗教問題にして、更に聖道門の修因因果の道理を超越せる、淨土門の信仰問題にてあることを忘れてはならぬ、それであるから眞實不眞實を沙汰するに、自力修行に因つて出離を果さんと欲するは、成佛を期待するも、往生淨土を願求するも、それはしかしながら不眞實心にして、他力に歸する心、顯意師の所謂歸佛一心のみ、眞實心とするのである、しばらく之を布衍せんに、我等は道徳的にも、はた宗教的にも、外見こそ賢善精進であるが、内心は貪瞋邪偽奸詐百端にして、外見とはむしろ矛盾せる心根のものが多く、それ故に若し、自力修行に因つて、極樂に往生せんとするも、それはかならず不可能である、何となれば、阿彌陀如來の慈悲の懷に攝取せられた人こそ、彼の國に往生することが可能であるが、しからざる者は、惡人は言はずもがな、善人も亦不可能なからである、

1、觀經散善義右八

2、散善義楷定記一(四全七二八〇)

3、散善義秘鈔一

4、散善義觀門義一(四全三三下六一)散善義他筆鈔上(四全五初、同七)

5、散善義他筆鈔上(四全五下一一九)

6、散善義左四散善義秘鈔一左末

一〇、第二の深心をば「深信之心也」と云ふたのは、第一の至誠心よりも深いと云ふのであらうか、又は其外に説

き心が有つて、それに對して今の心を深いと云ふのであらうか、領解の一心に就いて三位を分つたのが、今の三心であると云ふからは、至誠心よりは、一段深いから、深く信する心だと云ふ、とは言へぬはづであるが、それも一往は、さやうに考へられぬでも無い、釋文の面が、至誠心の下では、自力の行をば、外見は賢善精進で有つても、内心が貪瞋邪偽奸詐百端にして、虚假不實なのだから、それではならぬと誠めて、阿彌陀如來の利他の眞實を憑み奉ることばかりが、眞實心であるから、この他力の眞實心に基いて、身、口、意の三業を修めよと、勧めたまでであるが、今の深心の處に來つては、その誠めた方を「自身現是罪惡生死凡夫曠劫已來常沒常流轉無有出離之緣」と云ふ、自己反省と爲し、その勧めた方は、諸の難行に對して五種の正行を撰び、五種正行の中に就いて、正助を別ちて稱名の一行を以て正定業とし、以て行に就いて信を立つるに至るだけ、それだけ深く成つて在る、しかしながら深心もまた、示觀領解の一心に外ならぬのであるから、此點に於ては、顯行自力の心に對して、所謂領解の一心をば深く信する心と謂ふとせなければならぬ

1、散善義指記二(四全七上二八C、同一四、下同)

2、散善義他筆鈔上(四全五下一二五)散善義秘鈔二左六

3、散善義他筆鈔上(四全五上二八)散善義觀門義二(四全三下二八)

一一、深心をば、「言深心者即是深信之心也」と釋して、その深く信するありさまを説明せんとして、所謂機法二種の深信を説いたのは、出離の道に於て、阿彌陀如來の本願を力と頼む以外、自己の行爲に、いさゝかの眞實をも認

むることのできぬ我等は「以無緣慈攝諸衆生」佛心の大悲に接觸する時、たとへば銘酩して亂心に及んだ者が、人の保護を受けて時を過ぎて酔ひが醒めると、吾れ酔ふて何事も覺へず、銘酩の裡に如何なる失態をか演ぜしと、側の人に陳謝して止まざるが如く、我等は觀門能詮の教に領解の胸が開けて、「二者決定深信彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生無疑無慮乘彼願力定得往生」と攝取の光に目醒むる時、こゝろ無き石や瓦にあらざる以上、おのづから自己反省の心が起らう、而も其反省は、人々個々に異なるで有らうが、それを文字に依つて、一定の形式に作つたのが、「一者決定深信自身現是罪惡生死凡夫曠劫已來常沒常流轉無有出離之緣」の機の深信である、罪惡とは國家の刑罰を受けねばならぬほどの事が、罪惡たるは固よりであるが、今茲に罪惡と云ふは、出離の障りとなる身、口、意三業のすべてを謂ふのであるから、人と人と相對するに、何ら罪惡と見らるゝやうな事は無くても、出離の縁の絶へ果てたところ、そこが罪惡生死の凡夫である、大悲攝取の光は、此れを照したまふて在る、觀門能詮の教は、此れが爲の異方便である、されば二種の深信を説くに、信機を先とし、信法を後としたのは、出離に就いて、たとひいさゝかたりとも、己れに力が有ると想はゞ、それでは彼の佛の本願も、絶對の御救ひでは無いことになる、己れを無有出離之縁と信じてこそ、絶對他力の救濟である、この義を明にせなければならぬから、機を信することを先にしたのであると、言ふやうに解釋が有る

1、散善義左八

2、散善義觀門義二(四全三下初二)

3、觀經第九觀の文である

4、散善義五 法の深信の文

5、散善義四 末機の深信の文

6、散善義觀門義二(西全三三三三)

7、散善義他筆鈔上(西全五一二六)散善義觀門義二(西全三三三三)散善義指掌記二(西全七二九二)散善義秘鈔二(右本)

一一、次に法を信すると言ふは、法は機に對する言であるから「無有<sup>ル</sup>出離<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>緣<sup>ニ</sup>」の罪惡生死の凡夫を救濟したまへる阿彌陀如來を、法と名づくるのであることは、「二者決定深信」の文が、機を信するのであるに對して、「二者決定深信」の文が、法を信するのであることは、もはや言ふまでもない、然るに釋義は此下が、就人立信、就行立信の二段に成つてあるから、佛も機に對して法と謂はれ、行も亦機に對して法と謂はれてゐるのである。

就人立信とは、釋の文面而言ふと「二者決定深信彼阿彌陀佛四十八願攝受<sup>シテ</sup>衆生<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>疑<sup>ハ</sup>無<sup>ク</sup>慮<sup>ハ</sup>乘<sup>シ</sup>彼願力<sup>ニ</sup>定得<sup>テ</sup>往<sup>ス</sup>生<sup>ニ</sup>」と言ふのは、阿彌陀如來の本願を信するのであつて、それに次いで「又決定深信釋迦佛說<sup>ニ</sup>此觀經<sup>ニ</sup>定散<sup>ニ</sup>善三福九品證<sup>ニ</sup>識彼佛依正二報<sup>ニ</sup>使人<sup>ニ</sup>欣慕<sup>ニ</sup>」と言ふは、釋尊の觀門能詮の教を信するのである、またそれに次いで、「又決定深信彌陀經<sup>ニ</sup>中十方恒沙諸佛證<sup>ニ</sup>勸<sup>ニ</sup>一切凡夫決定得<sup>テ</sup>生<sup>ニ</sup>」と言ふは阿彌陀經の諸佛の證誠を信するのである、是の如く彌陀、釋迦、諸佛の三種の佛格に向つて信を立つるが故に、就人立信である。

まづ阿彌陀如來の本願を信するに就いて「彼阿彌陀佛四十八願攝<sup>シテ</sup>受<sup>シ</sup>衆<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>」と云ふを布衍せなければならぬ、善導大師が「法藏比丘在<sup>ニ</sup>三世<sup>ニ</sup>阿僧祇劫<sup>ニ</sup>行<sup>シ</sup>菩薩道<sup>ニ</sup>時發<sup>シ</sup>四十八願<sup>ニ</sup>一願言<sup>ハ</sup>若我<sup>レ</sup>得<sup>テ</sup>佛<sup>ニ</sup>十方衆生稱<sup>ハ</sup>我名號<sup>ニ</sup>願<sup>シ</sup>生<sup>ニ</sup>我國<sup>ニ</sup>下至<sup>ニ</sup>十念<sup>ニ</sup>若不<sup>レ</sup>生者不<sup>レ</sup>取<sup>テ</sup>正覺<sup>ニ</sup>今既<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>佛<sup>ニ</sup>即是<sup>ニ</sup>酬<sup>ニ</sup>因<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>身<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>」と宣ふてあるは、言句は頗る簡單であるが、阿彌陀

陀佛とは何ぞやの問題が、善く批判せられてある。意を取つて言ふと、法藏比丘として因位に在りて、菩薩道を修行し其功德を全ふして、今既に成佛して現に西方極樂淨土に在すが故に報身だと言ふのである。今師善導は之を言ふに先だちて大乘同性經の説に順ふて「西方安樂阿彌陀佛是報佛報土<sup>ナリ</sup>」と言ふことを宣ふてあるから、佛が報身にて在すからは、其所居の世界、即ち淨土もまた報土であると言ふことを、前提せなければならぬ。何故なれば、身土と言ふて、身はかならず住居すべき處を有して、而もまたかならず其身に相應せる處たるべきが故に、佛身既に因位修行の功德に酬ひたるものならば、そが所居の處、言ひ換へて淨土も亦それではなければならぬ。それであるから佛身の報たる所以は亦即ち佛土の報たる所以である。然るに茲に通三身門の報身、別願酬因の報身といふ沙汰がある。觀經玄義分に「凡言<sup>レ</sup>報者因行不<sup>レ</sup>虛定<sup>ニ</sup>招<sup>ニ</sup>來果<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>果應<sup>ニ</sup>因故<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>報<sup>ニ</sup>」とあるは、酬因の義を解したので、兩方に通じた釋であるが、然らば兩者に何の異りがあるかと云ふに、玄義分の文面が大乘同性經に依つて「西方安樂阿彌陀佛是報佛報土<sup>ナリ</sup>」と批判するまでは、まだ別願酬因と言ふことを言はないから、報身に二つは無い、ただ法報化と言つて三身を立つるまで、あるが、無量壽經の意を取つて「今既<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>佛<sup>ニ</sup>即是<sup>ニ</sup>酬<sup>ニ</sup>因<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>身<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>」と言ふに至つて、始めて四十八願酬因の義を表する、これに至つて阿彌陀如來が通三身門に於て報身におわしますは勿論であつて、而も其報身は別願酬因の義が在らせらるゝ點に於て、「淨土中成佛<sup>ニ</sup>悉是<sup>ニ</sup>報身<sup>ニ</sup>」と言ふ通三身門の第二の報身に異つた、別願酬因の報身にておわしますと言ふのである。それであるから同じ淨土中成佛の報身でも、諸佛のそれは通三身門の第二の報身であり、西方極樂世界の阿彌陀如來はひとり別願酬因の報身であると區別すべきである。またこれを諸師、祖師、今師の釋義に就いて比較して見るに、淨影、嘉祥、天台等の諸師が、それぞれ觀經の疏を作つて、阿彌陀如來をば或は報身とし、

或は化身として居る。また曇鸞、道綽等の祖師に於ては、諸師の化身とする論に、相對抗する程の報身説があるのであるが、いづれも通三身門の範疇を出でない。

然らば今師の立てたまふ別願酬因の義は如何といふに、諸師の義は且く措いて、祖師が何故に通三身門の外に出でなかつたかを考へて見よう。今、行觀師に従ふて、其例を道綽禪師に取らんとするに、禪師は阿彌陀如來に、四十八願の有ることを知らぬでは無いが、而もその成佛したまへるは、一切諸佛が、各々總別二願ありと雖も結極は「備修萬行能感報佛之果」と言つて總願を成就するに外ならぬと同じことに見る。是らば阿彌陀佛を取り扱ふに、彼の佛を諸佛同道の位に置いたと謂ひつべき義で十住毘婆娑論に十佛、百佛の名號を念ずる事を易行道として勤めた、難易廢立の當分である。今師善導の所謂別願酬因の義は、之を超越して、觀經の欣淨緣で、韋提希夫人が、十方諸佛の淨土を見て、「是諸佛土雖復清淨皆有光明」と諸佛の淨土を捨て、「我今樂生極樂世界阿彌陀佛處」と西方極樂淨土を選び取つた。是れ即ち通を捨て、別を取つたのである。此の意を取つて十住毘婆娑論の難易廢立に對して、通別廢立と言ふことを沙汰する、難易廢立は初重の廢立にして通別廢立は第二重の廢立である。今師の立場は即ちこの通別廢立にあるのである。この故に阿彌陀如來は、通三身門の第二の報身に異つた、四十八願酬因の報身に於ておわしますと言ふのである。而してこの報身は、三身一報身と申して、因位、法藏比丘たりし時、四十八願を發すまでと言ふものは、世自在王佛の所に在しまして、菩薩道を修行せられてあつた。それが即ち諸佛同道の功德であるが、その時一切の佛、菩薩の、大慈大悲の至極を選択して、四十八の誓願を建立したまふた。即ち超世の悲願と申して、一切諸佛の總別二願を超越したる別願である。この別願を建て、後も、以前の如く菩薩道を修行して、兆載永劫の久

しきを経て正しく阿彌陀如來と成りたまふた時は、諸佛同道の功德は、彼の別願が成就したるより外に無かつた。それであるから通三身門の功德は、その法身も、報身も、化身も、皆悉くこの四十八願酬因報身の内在と成つたのである。阿彌陀如來は、實に是の如き佛陀にておわしますが故に「彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生」と深く信じて決定して疑はないのである。

次に釋尊の觀門能詮の教を信ずることを「又決定深信釋迦佛說此觀經定散二善三福九品證彼佛依正二報使人欣慕」と言ふは、前に(教の六)既に言ひしが如くで、定散二善と言へば、定善は十六觀の前三觀にして、阿彌陀如來の、依報、正報の莊嚴の事を説いたのであり、散善は後の三觀にして、一切衆生が、彼の佛に攝取せられて、極樂に往生するありさまを説いたのであるから、即ち三福九品である、このやうに散善と三福九品と、重複した言が使つてあるのは、之に依つて此十六觀が、如説修行すべき行門自力の法では無くて「證彼佛依正二報使人欣慕」の佛力異方便の觀門たることが知られるのである、其わけは前來しばしば言ふたことであるが、今一度繰り返して言はう、定善十三觀は、依正二報の莊嚴の事を説いたのであるから、人をして彼の世界を見、彼の佛を見せしめたまふ異方便の觀門、言ひ換へて能讚能詮の佛語だと云ふことが、おのづから知られ「欲生彼國者當修三福」と世尊の自開したまふた散善は之を開いて九品と爲すに至つて、前三觀中の依正二報は、一切衆生を攝取する、所謂本願力の所在にして、後の三福九品は、即ち彼の本願力に攝取せらるゝ一切衆生の機類差別である、定散二善三福九品と重複の言を使ふたのは、思はずしてこの趣きを言に顯したのである、派祖も「觀門は弘願より開いて還りて弘願を顯すゆへに、弘願を信すれば、いよく要門を信すべし」と仰つしやつてある「不釋迦佛開悟彌陀名

願何時聞<sup>ニカカン</sup>」洵に要門の教無くして、我等は阿彌陀如來の大悲弘願の光に觸るゝといふことは無いのだから、既にして彼の佛の本願を信する者は、それと同時に釋尊の教を信する心が、是の如く深く決定してあらねばならぬのである。次に十方恒沙諸佛の證誠を信することを「證<sup>シヤク</sup>勸<sup>クワン</sup>一切凡夫決定得<sup>シヤク</sup>生<sup>シヤク</sup>」<sup>21</sup>と言ふは、阿彌陀如來の依正二報を證讚して、人をして欣慕せしめたまふことは、釋迦一佛に限つたことでは無くて、彼の第十七願が成就してあるから、十方世界に出現したまへる諸佛が、皆釋迦牟尼佛と同様なのである、それで阿彌陀經に、東西南北上下六方の諸佛が、我釋迦牟尼佛の、阿彌陀如來の事を説きたまふを、各其本國に於て、それは誠實であると説きたまふと説いてあるのを、決定して深く信じ、毛頭疑ひなきに至らねばならぬのである、以上彌陀、釋迦、諸佛に對する信仰は、やがて無量壽經、觀經、阿彌陀經に對する信仰であつて、阿彌陀如來の本願を信する者は、即ち釋迦牟尼佛の觀門異方便の佛語を信する者、釋迦牟尼佛の觀門異方便の佛語を信する者は、即ち諸佛の證誠を信する者にして、之を逆にして言ふと、諸佛の證誠を信するが故に、釋迦佛の觀門異方便の教を信する、釋迦牟尼佛の觀門異方便の教を信するが故に、阿彌陀如來の本願を信することが、所謂決定深信なのである、我等はこの決定深信に因つて、本當に安心立命が得らるゝのである、次の就行立信は、章を改めて「行」として講述することゝしやう。

- 1、散善義<sup>九</sup>左四
- 2、同<sup>五</sup>右四
- 3、同<sup>六</sup>同六
- 4、散善義觀門義二(西全三三三三)散善義楷定記二(西全七二九五)

- 5、觀經玄義分<sup>二</sup>右三
- 6、法身、報身、化身と言つて一佛にかならず三身を有したまふ、玄義分觀門義五(西全三九五)玄義分他筆鈔下(西全四三四七)
- 7、觀經玄義分<sup>二</sup>右二
- 8、同<sup>二</sup>左二
- 9、安樂集上<sup>九</sup>玄義分觀門義五(西全三九五)玄義分他筆鈔下(西全四三四七)玄義分秘鈔五<sup>左八</sup>
- 10、諸師とは善導已前に觀經の疏を製して、而も別に淨土宗を立てさりし人師たち、祖師とは曇鸞、道綽等我善導流の祖師たち
- 11、玄義分他筆鈔下(西全四三四九)玄義分楷定記八(西全六三二八)(同<sup>三二九</sup>下<sup>二二</sup>)玄義分秘鈔五<sup>左三</sup>
- 12、玄義分秘鈔五<sup>左一〇</sup>
- 13、選擇集本<sup>一八</sup>同私集鈔三<sup>右二</sup>同秘鈔二<sup>右二</sup>玄義分秘鈔二<sup>右一〇</sup>同<sup>三一</sup>同<sup>五</sup>左<sup>九</sup>
- 14、安樂集上<sup>一八</sup>左末
- 15、玄義分秘鈔二<sup>左三</sup>同<sup>五</sup>右<sup>四</sup>
- 16、選擇集秘鈔二<sup>右五</sup>定善義鈔四<sup>左三</sup>
- 17、玄義分觀門義五(西全三九五)選擇集秘鈔二<sup>左二</sup>
- 18、散善義觀門義二(西全三三二五)散善義楷定記二(西全七二九四)散善義秘鈔二<sup>左二</sup>
- 19、散善義觀門義二(西全三三二四)下<sup>一六</sup>

一三、廻向發願心とは、廻向は字の通り、向きを廻らすのである、釋文に「言廻向發願心者過去及以今生身口意業所修出世善根及隨喜他一切凡聖身口意業所修世出世善根以此自他所修善根悉皆眞實深信心中廻向」と言ひ、發願を釋して「願生彼國故名廻向發願心」とのたまふてある、この釋文に依つて、過去より今生にかけて、みづからが爲し、善根は言ふまでも無く、他人が善根を爲すに隨喜したるまで、それは一體どういふ方向に向いて居たかといふと、或は世間の幸福を得んが爲、或は出離生死、成佛の爲で、たま／＼淨土に往生せんと願ふての事であるとしても、それは我が爲せしと思ふ、所謂自力修行の功を以て、往生の目的を達せんとするに有つたのである、こゝで思ひ合はねばならぬことがある、今師善導の釋義が、先に至誠心の處では、我等の身口意三業をば、外に賢善精進の相を現して、内に虚假を懐くが故に、すべてが雜毒の善だ、虚假の行だ、更に眞實心の認むべきが無いから、以て淨土に往生せんと欲するも、それは不可能だとして、次いで深心の處に來て「自身現是罪惡生死凡夫曠劫已來常流轉無有出離之緣」と、自己を反省した、罪惡意識の告白がある、これに由つてこれを惟ふに、我等としては、廻向すべき善根の何ものも無いばかりか、罪惡深重で、とてもこの娑婆世界の苦惱を出離することの、不可能なものなのであるのであるが、阿彌陀如來の御他力は、斯の者を救済したまふのであるから、釋迦佛の觀門能詮の教に、領

解が得られて「彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生」と深く信じて、決定して疑ひ無きに至つたならば、そこが決定深信にてあると同時に、眞實心なのである、至誠心の下、自利眞實の釋に、眞實心中の制惡修善と、眞實心中の身口意三業を修むべき趣きを説いたのは、出離の緣無き罪惡深重のともがら、彼の佛の、慈悲の光に攝受せられて、眞實心を得た上は、三業皆眞實の行にてあるべきを許したのである、但し至誠心の場合、領解已後の事を謂ふたのであるが、今の所は、それを領解已前に推し及ぼして「過去及今生身口意業所修世出世善根及隨喜他一切凡聖身口意業所修善根以此自他所修善根悉皆眞實深信心中廻向」と言つて、たとひ廻向すべき善根の何ものが無ければとて廻向の心は、既に確乎としたものが在るのだから、微善だもあらば、此の廻向に因つて、往生の行たるべき價値が現れるのである。

茲に意得べきことは、廻向と發願と同じいか、異なるか、同じいとすれば其わけは如何、若し異るとすれば、三心は更に四心とすべきやであるが、これは同じいのである、其わけは、廻向に自力修行の功德善根を廻向すると、自力を轉じて、他力に廻心するとの二つがある、前の廻善向と云ひ、後の廻心向と云ふのが例である、而して今の廻向發願心の廻向は廻心向である、前にも言ふた通り、三心は一心の三位に外ならぬのであつて、阿彌陀如來の本願を、信じて疑なき決定深信のところには、そこには自力を打ち捨て、己れの全體を、佛の慈悲に打ち任せた他力の眞實心がある、それがそのまま眞實深信の心であつて、亦やがて廻向であり發願である「過去及以今生身口意業所修世出世善根及隨喜他一切凡聖身口意業所修世出世善根」を、譬へば孝行な子が、自分の働きて儲けた財を、是れ偏に親の恵みだと感謝するやうに、攝取して捨てたまはざる、如來の大悲を、頼み奉るともがらは、身に有りだけ

の善根を帯びながら、それを誇りともせず、力ともせず、たゞそのまゝに「阿彌陀佛四十八願攝受ニ衆生」と信ずる、其決定せる信心の相續するところには、そこに自力を捨てた廻心もあれば、極樂に往きたいの發願もある、三心はもと領解の一心である、至誠心の外の深信で無く、深信の外の廻向發願心で無い、廻向即發願、發願即ち廻向である。

1、散善義一〇  
右末

2、世間の善根と出世の善根である、人々との關係に於ける道德的行爲を世間の善根と謂ひ佛教に依つて出離解脱の爲にする行爲を出世間の善根と謂ふ(四全三三四三)  
上十二

3、他人の善行を見て共に喜び助力して功を成さしむる等、贊成と云ふに同じ

4、散善義一〇  
左三

5、散善義秘鈔二五八  
右八

6、散善義右二散善義秘鈔二五八同左二

7、散善義楷定記四(四全七三一九)  
下六

8、散善義楷定記四(四全七三二一)散善義秘鈔二六四  
左初

### 三、行

一四、行とは、普遍に行爲と謂ふに同じいが、茲にはそれを狹義に取つて、淨土宗の往生極樂の問題とし行は進趣するを以て義とす、此より彼に行くの名なりと解するのである、勿論自力他力に通じた解釋であるが今は他力の行である、この行を説き明さんとするに、正雜二行の廢立と、正因正行の取り扱ひとがある、散善義の就行立信の釋は、正雜二行の廢立であるから、選擇集第二章に、「善導和尚立正雜二行而捨雜行歸正行之文」と題して、該の文が引いてある、元祖の私釋に「依善導和尚意往生行雖多大分爲二一正行二雜行」と有つて、ちよつと聞くと二行同じく往生の行にてもあるやうであるが、是は佛教全體を見渡して見て、凡そ行と謂はるゝ程の事にして、往生淨土の行ならぬはないとする普通の人情に就いて言ふたのであるから、「雖多」と言ふところに、はや已に一方を否定せんとする意が見えて有る、一には正行、二には雜行と言へば、其雜行は、まさに捨つべきの行にてあることが知らるゝ、然らば正行とは何ぞやと云ふに、散善義の文には、まづ其定義を下して「言正行者專依往生經行行者是名正行」と言ふて有る、往生經とは三部經だと云ふことは、先の就人立信が、彌陀、釋迦、諸佛に向つて信仰を致すので有つて、それはやがてまた、無量壽經、觀經、阿彌陀經を信仰するのであるに由つて知られてある、次いで其行の何たるかを説いて「一心專讀誦此觀經彌陀經無量壽經等一心專注意觀念彼國二報莊嚴若禮即一心專禮彼佛若口稱即一心專稱彼佛若讚歎供養即一心專讚歎供養是名爲正」と云ふてある、之を選擇集に「一讀誦正行二觀察正行三禮拜正行四稱名正行五讚歎供養正行」と説明せられた。

- 1、散善觀門義二(西全三上末三)
- 2、選擇集本左
- 3、阿左九
- 4、散善觀門義二(西全三下七)(散善楷定記三(西全七三〇八)散善秘鈔二)
- 5、選擇集本右七

一五、以上の五種正行は、また正定業と助業の二種に分類される、善導の御釋文に「<sup>1</sup>就<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>正中<sup>ニ</sup>復有<sup>ニ</sup>二種<sup>ニ</sup>一者一心專念彌陀名號<sup>ヲ</sup>行住坐臥不<sup>レ</sup>間<sup>ニ</sup>時節久近<sup>ヲ</sup>念念不<sup>レ</sup>捨<sup>テ</sup>捨者<sup>ニ</sup>是<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>正定之業<sup>ト</sup>願<sup>ニ</sup>彼佛願<sup>ニ</sup>故若依<sup>ニ</sup>禮誦等<sup>ニ</sup>即名<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>助業<sup>ト</sup>こと見えて有つて、五種正行の第四稱名正行を取つて正定業と爲し、他の四個の正行を合せて助業と爲すのである、而して正雜二行を分つ所以は、雜行を捨て、正行に歸するに有るは勿論のこと、正助二業を分つ所以は、佛願力に依りての往生なるが故に、其行たる稱名念佛は即ちまた他力の行にてあることを示すにある、其意已に「一者一心專念彌陀名號」の文に見えてあるが、選擇集に問答を作つて「問曰、何故五種之中獨以<sup>ニ</sup>稱名念佛<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>正定業<sup>ト</sup>乎答曰、願<sup>ニ</sup>彼佛願<sup>ニ</sup>故意云稱名念佛是彼佛本願行也故修<sup>レ</sup>之者乘<sup>ニ</sup>彼願力<sup>ニ</sup>必得<sup>ニ</sup>往生<sup>ト</sup>也」と釋せられてあり、また「欲<sup>レ</sup>修<sup>ニ</sup>正行<sup>ヲ</sup>者正助二業中傍<sup>ニ</sup>於助業<sup>ヲ</sup>選擇<sup>レ</sup>專<sup>ニ</sup>正定<sup>ト</sup>正定之業者即是稱<sup>ニ</sup>佛名<sup>ヲ</sup>稱<sup>ニ</sup>名<sup>ヲ</sup>必得<sup>ニ</sup>往生<sup>ト</sup>也」依<sup>ニ</sup>佛本願<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>とあるので明である、而してその「依<sup>ニ</sup>佛本願<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>」の稱名は、淨土三部經の所詮の行なるが故に、一心に専ら之を讀誦する、三部の經を讀誦して、極樂淨土に心を遣るが故に、彼の依報正報を觀察する、觀察に由つて、稱ふる名號の主に向ふて、敬ひを表して禮拜する、之に由つて如來大慈の光明は、我を攝取して捨てたまはぬと知つて、喜びのあまり其功德を讚歎し、其恩に報ひ奉らんと欲して供養する、是の如き連絡が有り、關係が有つて、諸の雜行に對する五種正行は、や

がて稱名正定業と、四個(讀、觀、禮、讚)の助業との相對であるのであるが、茲には更に一考すべき問題がある、それは正定業とは前述の通り四個の助業に對して、稱名念佛が即ち正定業にてありや、はた稱ふると、稱へざるとを超越したる何ものか有つて、正定業と謂はるゝやである、此義に就いては派祖の御語に「佛の覺體を成したまへる所を押へて、衆生の行體と定むる故に、念佛三昧の他力の行體とは云ふなり、故に南無阿彌陀佛と云ふは、別願酬因の報佛來迎の體なり、これを往生の體と云ふなり、聲に唱へ出だすところは、我往生の色の聲に出づる也」とあるは、佛體即行と謂ひつべき義で、言ふ意は、因位に在つて、法藏菩薩として誓願したまひし四十八願が、既に成就して、今現に果上に在らせられて、阿彌陀佛と謂はれたまふは、それ即ち我等一切衆生の爲に、往生極樂の正定業なのである、何となれば、彼の四十八願の中に「至<sup>ニ</sup>心信樂<sup>ヲ</sup>欲<sup>レ</sup>生<sup>ニ</sup>我國<sup>ニ</sup>乃至十念<sup>ヲ</sup>若不<sup>レ</sup>生者不<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>正覺<sup>ト</sup>」とあるから今日にしては、彼の佛は我等の至心信樂する所であり彼の淨土は我等の生れんと欲する國である、それであるから我等の、至心に信樂して彼の國に生れんと願ふは南無の二字、即ち歸命の心にてあり、其歸命する所が即ち阿彌陀佛である、南無阿彌陀ほとけの御名と思ひしに稱ふる人のすかたなりけり」で、聲に出ですとも彼の佛を至心に信樂しまいらせて、往生を願へば、其當體が、即ち南無阿彌陀佛の正定業なのである、こゝを行觀師は「五種の中より(稱名正行一つを)選び出だして、正定業の一行と立つる時、又肩を並ぶる諸善無しこの時の名號を以て、超世の悲願と云ひて、フリス、イダル曇りかゝりの無き、選擇本願念佛と云ふ行也、この時自力三業の外の行とも云ひ、定散の外の念佛とも云ひ、他力本願の念佛とも云ふ也」また一人は口に唱ふる位を稱名と云ふ也、西山には十方諸佛咨嗟したまふを稱名と云ふ也、稱と云ふは讚むる義なり、稱讚淨土の義を諸佛咨嗟の願と立て、所讚の名號を第十八願と立て、正覺を

果す時、名號酬因の身と成りたまふ故に正覺の佛體が稱名と云はれて、佛體佛語と成して在ます故に(中略)これを釋迦佛説ニ此觀經定散ニ善三福九品證識彼佛依正二報ニ使人欣慕(釋す)、故に觀經十六觀を説くが、即ち稱我名號にてあるなり、今經の定散の所説を聞けば、阿彌陀佛者即是其行と聞き得る時、願行具足の六字名號を持つてある位を、正定業と云ひ即便往生とも云ふ也」と祖述せられて在る、これを要するに、五種正行の第四稱名正行は、他の四正行と肩を比べて、諸の雜行と相對する場合は、口業の稱名たるや言ふまでも無いが、それを殊更に別けて、他の四正行を助業とし、それと相對して「一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久近念念不捨者其名正定業」と釋するは、嘗に口業の行たる、第四の稱名を取つたと言ふに止まらずして、六字の名號に固有せる、正定業の意義を顯して、五種正行はまた皆助業にして、本當の正定業は、彼の佛の「念念不捨」より外に、何物も無いと云ふことを發揮して居ると、取らなければならぬのである。

- 1、觀經散善義一〇
- 2、選擇集本八
- 3、同 右一
- 4、同 右三
- 5、散善觀門義二(四全三三四) 散善他筆鈔上(四全五一三二) 散善秘鈔二(四五散善楷定記三(四全七三〇九四) 散善觀門義二(四全三三三九) 全三三一六)
- 6、述誠(西山國師法語來迎の體)
- 7、阿彌陀佛に歸命したる、又は一心專の稱名
- 8、阿彌陀如來は四十八願を成就して今現に西方極樂淨土に在すが故に別願酬因の報身佛にて在らせらる。

9、西山上人御詠

10、散善秘鈔二四〇

11、選擇秘鈔二八

12、阿彌陀如來は我等一切衆生を攝取して極樂に往生せしめたまふが故に衆生の方には何ら爲すべき行無きが故に阿彌陀佛者即是行といふ是は支義分の文より取つた語で意は佛體即行である。

13、述誠(西山國師法語正定業)散善秘鈔二四七選擇秘鈔二左六

一六、讀誦、觀察、禮拜、讚歎供養の四個の助業が稱名と共に正行と謂はるゝ所以は、善導の御釋にも、元祖の私釋にも、五種の行のおのゝ一心に専らなるべきを要とせられてある、之に由つて、彼の正定業の文も「一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久近」までは「若口稱一心專念彼佛」と云ふ、第四の稱名正行であつて讀誦正行と同じく口業なのであるから、佛體即行の正定業をば、我等衆生の機方の口業に表現したるに過ぎない、しかしながら、觀經から言へば所詮の行にてあり、無量壽經から言へば、彌陀本願の行にてあり、我等に取つては、佛體即行の行を其まゝに表現したのである、それであるから、其まゝ正定業の、本の處に据置いて、四個の助業を行する時、それらのすべてに、一心專念彌陀名號の意が、行き亘つて居る。

ところで茲にまた問題がある、佛體即行の故に、その謂はれを聞いて、至心に信樂する時、即便往生を得て、何の不足も無いと言ふならば、我等は何の爲に五種正行を修めねばならぬのであるか、人はやゝともすると、雜行では不可であるが、五種正行ならば、みづから勵んで、修行して、往生せんと圖向すべしであると云ふが、今の五種正行、即ち助業は、之を修行したる功を以て往生しようと云ふのではない、若しさうだとすれば、それは全く以て雜行であ

る、今の五種正行は正定業とは、佛體即行にてある謂れを聞いて、至心信樂の歡喜のあまり、其事の説いてある御經を讀めば、いよ／＼其事がありがたくなつて、觀察もし、禮拜もし、讚歎もし供養も致すのであつて、往生はひとへに「念念不捨者」の佛體即行の正定業なるが故に、助業はたゞ佛恩報の思ひあるばかりである、さうでなければ助業では無い、それで上來述べ來つた助業の意義は、廣く一切の諸善萬行に推し及ぼして、世間出世間の一切の善を、悉く五種正行と同價値の助業たらしむることが可能である、之を要するに、五種正行中の稱名正行は、五種が牛角に肩を比べて、諸の雜行と相對する時に、口業の行たることは言ふまでも無い、然るにそれを、他の四正行に對して「一心專念彌陀名號、行住坐臥不問、時節、久近、念念不捨者、是名正定之業」と釋するは、實に口業の行たる稱名正行を取つて、正定業と爲すのでは無くて、此處に於て六字の名號に固有せる正定業の意義を發揮して、五種の正行即ち五種の助業にして、正定業とは、彼の佛の「念念不捨者」以外に何も無いといふことを明にするのである、<sup>5</sup>選擇集に「一、以同類善根、助成念佛、二、以異類善根、助成念佛」と云ふ沙汰が有つて、五種正行を修行するは同類の善根、無量壽經に三輩の往生を説いて、上輩は「捨家棄欲、而作沙門、發菩提心、中輩は「起立塔像、飯食、沙門、懸精然燈、散華燒香、發菩提心、下輩はたゞ「發無上菩提之心」等の人にして、而も「專念無量壽佛」彼の國に往生することを得と爲せるは、即ち異類の善根を以て、念佛一行を助成するのであると批判せられてある、斯うなれば凡そ善にてある限り、何一つ雜行として捨つべきものは無い、雜行と言へばとて、人の行爲の善なるを嫌ふ道理は無い、たゞ己れみづからつとめて善を爲し、以て往生極樂の爲に廻向せば、それこそ雜行であつて、往生の正因とはならぬ、例せば三編の中の讀誦大乘の行をば、「經教喻之如鏡、數讀數尋、開發智慧、智慧眼開、即能厭苦、欣樂涅槃

等」と釋せられてあるやうに、何の御經もその内容は、阿彌陀の功德を説いたのだと、意得て讀まば、即ち讀誦正行である、一切の諸善萬行推して知るべしである、九品正行と云ふも、亦此外の事では無い、派祖が「はげむも喜ばし正行増進の故に」と宣ふたのも「彌陀たのむ身となりぬればなか／＼にいとまは有りていとま無の身や」と詠じたまふたのも、皆この助業の意である。

- 1、散善觀門義二(西全三三四〇)散善他筆鈔上(西全五一三二)散善秘鈔二右九
- 2、散善觀門義二(西全三三三九)散善楷定記三(西全七三〇九、下九)
- 3、散善秘鈔二左二
- 4、散善秘鈔二
- 5、選擇集本左三二
- 6、散善觀門義二(西全三三三九)
- 7、序分義三五散善觀門義二(西全三三三九)
- 8、散善義觀門義二(西全三三三〇)
- 9、西山國師法語(懶勤用心)
- 10、觀經厭所鈔中の本(西全八四六六)

#### 四、果

一七、教は信を發し、信は行を起す、それが結果かならず往生を得るのであるが、往生とは、此に死して彼に生まるゝの義である、無量壽經に「雖一無勤苦須臾之間、後生無量壽佛國、快樂無極」とあり、觀無量壽經には、韋提希

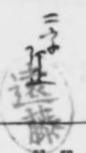
夫人が世尊に向ふて「唯願世尊爲我廣說無憂惱處我當往生」と言ふた事が見えてあるので、其心向に明かであるが、無量壽經の所謂快樂は何であらうか、彼の經には「不寒不熱常和調適」とか「百味飲食自然盈滿」とか「無量衆寶隨意所欲」とか、吾人の現實の生活苦に比較せる希望の満足が説いてあるが、觀無量壽經には「生彼國已見佛色身衆相具足見諸菩薩色相具足光明寶林演說妙法聞已即悟無生法忍」(上品上生)「即生西方極樂世界生經七日遇觀世音及大勢至聞法歡喜經一小劫成阿羅漢」(中品下生)「即得往生極樂世界於蓮華中滿十二大劫蓮華方開觀世音大勢至以大悲音聲爲其廣說諸法實相除滅罪法聞已歡喜應時即發菩提之心」(下品下生)とあつて、何れも彼に生れてからの覺りの有様が説いてある、無生法忍は菩薩の第八地、阿羅漢は小乘聲聞道の最上位、發菩提心は菩薩道の最初であつて、觀經に説いてある九品の往生は、その結果、結局此の三種を出でないやうに、經文がさうなつてある、それで無量壽經からいふても觀經からいふても、往生を願ふは、その結果を遠き未來に待つのである、言はゞ死んでから先のことなのである。

人は一代名は末代と言つて、功績を死後に残して、何時までも人に譽めらるゝといふことが樂もしいのは人情であつて、道德的に善き教訓であるやうに、後生の安樂を願ふことが、宗教的に貴いことであるは、云ふまでもないことではあるが、是くの如きを我が派祖は「當得往生は今身に利益なきが故に所誓なり」と雖、是れ知恵にして傳説となすといふことを仰せられてある、如何にも左様であつて、往生を願ふは死後の安樂を求むるのであるから、今生の此の身に取つては、何の利益もないといはねばならぬ、然りと雖も、觀經の上に見る韋提希夫人が、釋尊の十六觀の御教へを聞いて「廓然大悟得無生忍」といふは、すなはち今生の事だから、未だ往生を得たとは云ひ得ないであらうか、

之と「若有衆生願生彼國者發三種心即便往生」とあるのと、彼れは彼れ此れは此れで、別のことゝすべきかといふに、派祖は「是れ能誓の境なり」と雖も、今生に即便往生の利益あるが故に直説慈悲となす」といふことを仰せられてある、此れに由つて三心正因は即便往生を結果し、三福正行は當得往生を結果すると、事を二つに分けることも、一往の取扱ひではあるが、結局は一つの往生にてあらねばならぬ、而して茲に能誓所誓、傳説直説、慈悲智慧といふ語が使つてあるが、語の多いのは複雑だから、茲には能誓所誓だけでいふことゝしやう。

能誓とは定散二善の觀門の意義に名づけ、所誓とは所詮の弘願に名づけたのである。されば生前に、阿彌陀如來の本願を信じて、此に於て命終らば必づ彼の極樂に往生すると、安心決定して疑はざるは能誓にして、死後正しく往生を遂ぐるは所誓であるが「當得往生は今身に利益なきが故に所誓なり」と雖是れ智慧にして傳説となす」といふと同時に、「能誓の境なり」と雖、今生に即便往生の利益あり」といふのであるから、能誓所誓は又逆に所誓即能誓であつて、「當得往生は觀門を思はへて説き即便往生は弘願を思はへて説く」といふて、結局經文の上では即便往生と説けるも當得往生と説けるも能誓であつて、所誓ではない、それであるから所誓の正體は、言妄慮絶の絶對境にして、經文の面にも「若得三昧見彼國地了了分明不可具說」其光明相好及與化佛不可具說こと見えてあるから、死後の當得往生は我等のとも知ることを得べき境地ではない、此の故に我等は、ひたすらに、佛陀の御教へを信じて、阿彌陀如來に歸命し奉つて「此心深信 由若金剛不爲一切異見異學別解別行人等之所動亂破壞唯是決定一心」相續すれば、今生の此の身に心眼が開けて、往生の證果眞にみづからの掌を見るが如きものがある。(終)

- 2、觀經秘決集一(四全一上末)
  - 3、觀經秘決集二(四全一上八)
  - 4、散善觀門義一(四全三下五)
  - 便と説く云云散善楷定記六(四全七下四八)
- 散善秘鈔一、若有衆生を復有衆生と説き復有衆生を若有衆生と説き即便を當得と説き當得を即



昭和十年五月十三日印刷 日本宗教叢書  
 昭和十年五月廿一日發行 第十六回配本

不許複製

編輯人 株式東方書院  
 代表者 三井昌史  
 發行者 遠藤直穩  
 東京市神田區司町二ノ一七  
 印刷所 共同印刷株式會社  
 東京市小石川區久堅町一〇八  
 代表者 君島 隆

發行所 東京市神田區一ツ橋二ノ三  
 株式東方書院  
 電話九段三八四二  
 增替東京六八六一一

終